

容量市場の直近の状況報告について

2020年11月20日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

■ 本日は、容量市場の直近の動向として、以下3点の状況をご報告する。

- ① 容量確保契約の締結結果と検証レポートの公表について
- ② 容量確保契約の情報開示の開始について
- ③ 実需給期間に向けたシステム開発に係る、業務概要に関する意見募集の状況について

2. 容量確保契約書の締結結果、および検証レポートの公表

(1) 容量確保契約の結果の公表（状況報告）

- 2020年度メインオークション（実需給年度:2024年度）の容量確保契約については、約定結果の公表（9月14日）を踏まえて、現在、容量提供事業者と広域機関との間において契約書の実務的な締結作業を進めている。
- 今後、契約書の締結作業が完了した後、広域機関より容量確保契約の結果の公表を予定している。

<募集要項より>

2. 落札後のスケジュール（予定）

期間	概要
約定結果の公表日～2020年10月30日（金）	容量確保契約書締結のための手続期間
2020年11月	容量確保契約の結果の公表
2022年度以降	容量停止計画の調整
2022年度夏季（7～9月）、冬季（12～2月）	実効性テスト
2023年3月	容量確保契約の変更または解約の確認
2023年4月	追加オークションの実施有無公表
2023年6月	追加オークション実施（実施される場合）
2024年4月1日（月）～2025年3月31日（月）	実需給年度

2. 容量確保契約書の締結結果、および検証レポートの公表

(2) 検証レポートの公表（状況報告）

- 2020年度メインオークション（実需給年度:2024年度）の検証レポートについては、初回のオークションであったことを踏まえ、検証レポートにより公表を予定していた項目について、約定結果の公表と同時に報告を行った。
 - 検証レポートは、内容と毎年度の公表について整理を実施している（第18回、第20回検討会）。シナリオ分析については、別途、シミュレーション等の報告等の対応を実施済。
- ついては、**今年度の検証レポートの公表**は、これまで広域機関より報告した項目等を取りまとめ、**容量確保契約の結果の公表後に報告を行うことを予定**している。

3. 容量確保契約の情報開示

(1) 情報開示の実施について

- 容量市場の開始にともない、小売電気事業者と発電事業者が締結している相対契約に関して、国の審議会において「容量市場に関する既存契約見直し指針（案）」が示されている。

＜容量市場に関する既存契約見直し指針（案）より抜粋＞

容量市場において取引されるkW価値 に対する対価を含む既存契約については、容量市場導入後も現行の既存契約を継続した場合等、状況によっては、発電事業者等は容量市場と既存契約のそれぞれから同一のkW価値に対して二重の収入を得ることになり、小売電気事業者は、容量市場と既存契約のそれぞれにおいて同一のkW価値に対して二重の負担を負うこととなる。

既存契約に基づく当該kW価値に係る発電事業者等の収入、小売電気事業者の負担の重複が解消されるよう、こうした既存契約については、適切な契約内容の見直しを行うことが必要となる。

- **小売電気事業者と発電事業者が相対契約の見直し協議**を行うにあたり、必要に応じて、相対契約に係る電源に関して、**容量市場の落札状況を相互に確認**することが考えられるため、本検討会において、**小売電気事業者と発電事業者が必要とする開示**について整理を行ってきたところ。
- 本検討会の整理にもとづき、電力広域的運営推進機関は、業務規程第32条の20第2項において開示の規定を行い、**相対契約の見直し協議**を行うにあたり、**会員その他電気供給事業者から、情報の開示を求められた場合、その利用目的等の審査を実施した上で情報開示を行う**こととしている。

3. 容量確保契約の情報開示 (参考) 業務規程

<業務規程より>

(容量確保契約の締結結果の公表等)

第32条の20 本機関は、メインオークション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

- 一 容量確保契約の締結によって確定した約定総容量
- 二 約定価格
- 三 容量確保契約の締結によって確定した約定総額
- 四 その他公表すべき事項

2 本機関は、会員その他電気供給事業者から、応札したメインオークション参加資格事業者の名称及び発電設備等又は電源等リスト（第32条の24第1項にて定義する。）ごとの容量確保契約の締結状況に関する情報の開示を求められた場合、その利用目的等の審査を実施した上で開示する（ただし、個別の発電設備等又は電源等リストを特定できる情報は除く。）。

3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対して、関係する供給区域の容量提供事業者の名称及び容量確保契約容量等の情報（以下「容量提供事業者情報」という。）を提供する。

4 本機関は、前条第3項に基づき、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報 公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員への情報提供を行う。

3. 容量確保契約の情報開示

(2) 情報開示の受付方法と開始時期

- 情報開示は、**小売電気事業者と発電事業者が相対契約の見直し協議※を行うにあたり**、必要に応じて、相対契約に係る電源に関して、**容量市場の落札状況を相互に確認**することを踏まえて、以下の手順により受付と回答を行う。
 - ▶ 相対契約を締結している小売電気事業者と発電事業者（容量提供事業者）は、相対契約の見直し協議にあたり、相対契約に係る電源の落札結果の情報開示が必要かどうかを判断する。
 - ▶ 情報開示が必要となった場合、小売電気事業者より広域機関へ開示請求を行う。（小売電気事業者は、発電事業者より確認した電源等識別番号等をもとに開示請求を行う）
 - ▶ 広域機関は、小売電気事業者に対して容量確保契約の有無等の回答を行う。（広域機関は、発電事業者（容量提供事業者）に対して情報開示の確認を行った後に回答を行う）
- **情報開示の受付開始は2020年11月下旬を予定**。（詳細は別途案内）

※「容量市場に関する既存契約見直し指針（案）」において、既存契約の見直しについて協議を開始できない／見直しについての協議がまとまらない等）の場合については、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続等も説明

【情報開示の回答イメージ】

<容量提供事業者名>

実需給 年度	電源等 識別番号	容量確保契約	契約容量 (kW)	容量 (V)
2024年度	0000000001	○	200,000	00
2024年度	0000000002	○	10,000	00
2024年度	0000000003	×	—	00
...				

* 容量提供事業者ごとに情報を開示

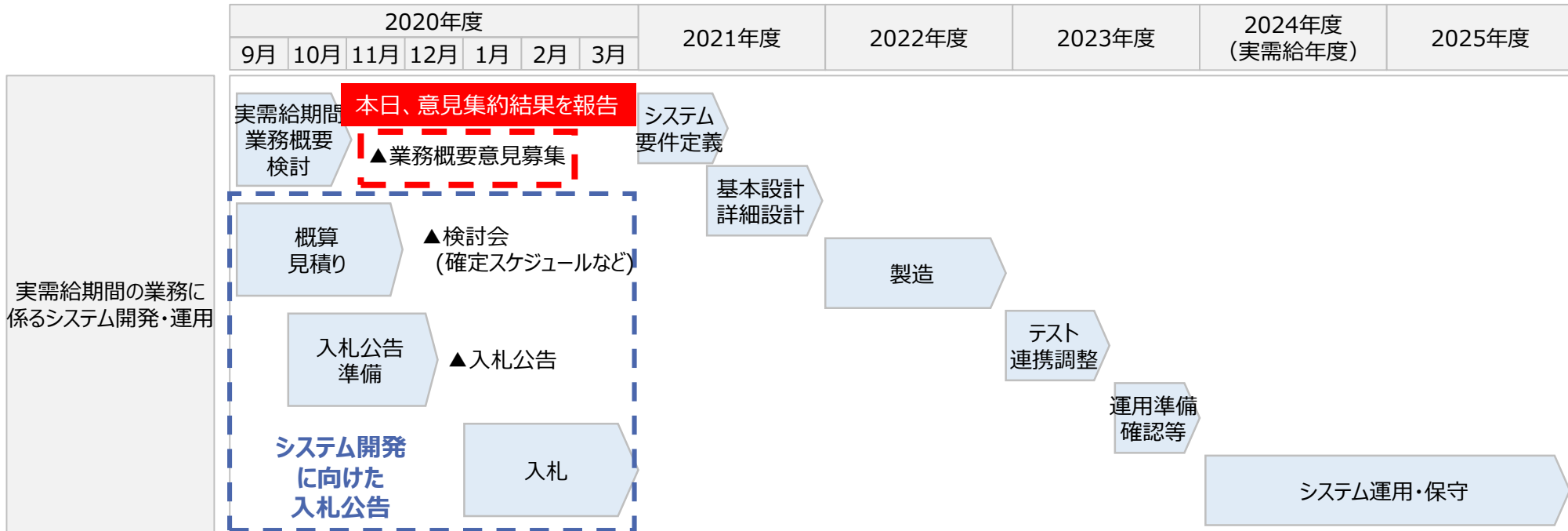
* 関係者間の相互承認により、識別番号に名称を付して請求も対応可（電源を特定して契約している場合等）

4. 実需給期間に向けたシステム開発に係る、業務概要に関する意見募集の状況 7

(1) 意見募集のスケジュール

- 容量市場の実需給期間に向けたシステム開発に係る業務概要について、**2020年10月28日から11月10日にかけて意見募集を実施した。**
- 意見募集の結果と意見を踏まえた対応についてご報告する。

【意見募集から実需給期間の業務を対象とした容量市場システムの運用までのスケジュール】

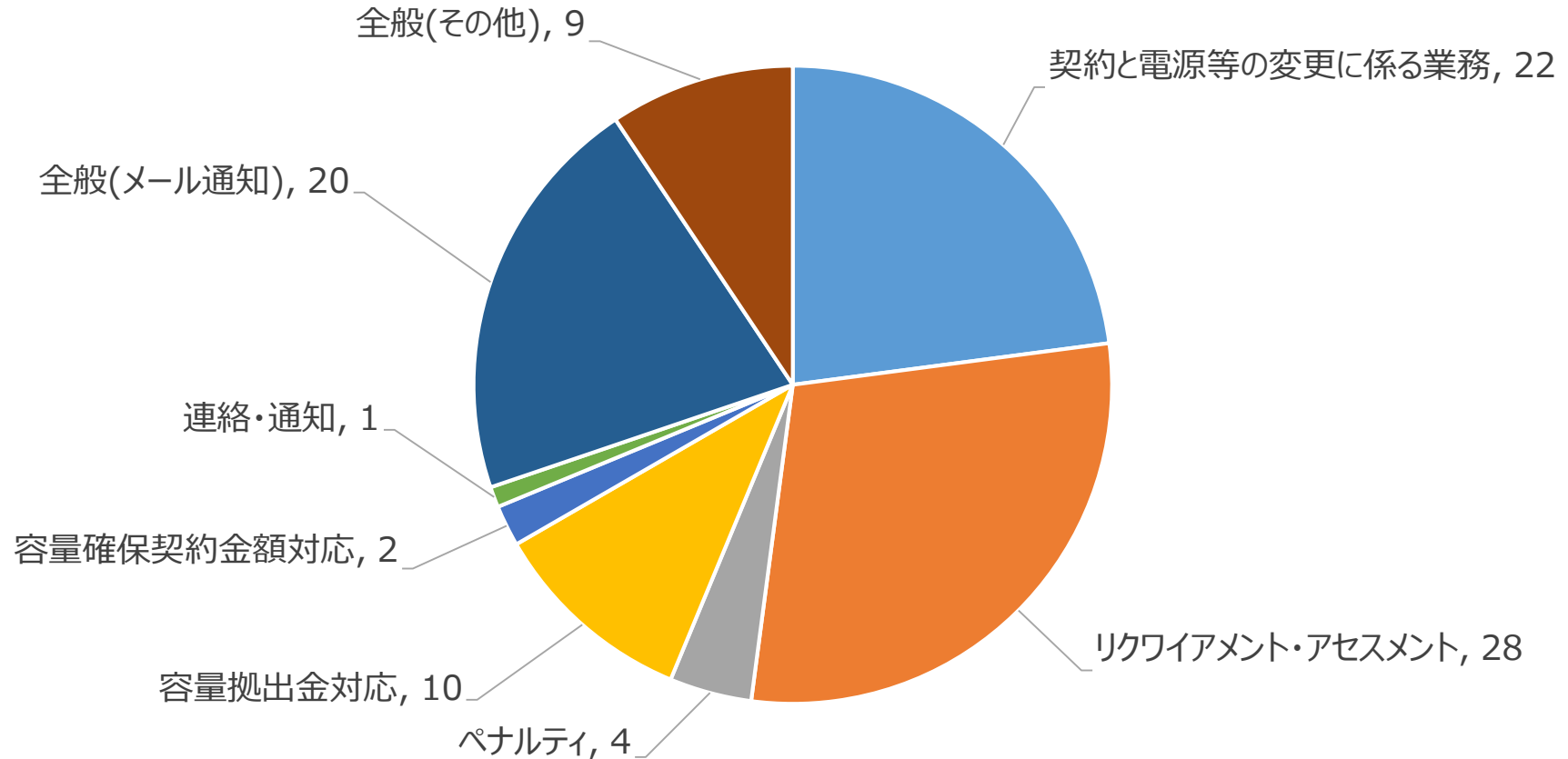


出所)「第27回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料4

4. 実需給期間に向けたシステム開発に係る、業務概要に関する意見募集の状況

(2) 意見募集の結果

- 容量市場の実需給期間に向けたシステム開発に係る業務概要に関する意見募集に対して、**6者より合計96件の意見**をいただいた。
- 意見の内訳は、リクワイアメント・アセスメントに関する意見（28件）、契約と電源等の変更に係る業務に関する意見（22件）、容量拠出金・容量確保契約金額対応に関する意見（12件）、ペナルティに関する意見（4件）、その他（連絡・通知、メール通知など）に関する意見（30件）であった。



4. 実需給期間に向けたシステム開発に係る、業務概要に関する意見募集の状況

(3) 具体的なご意見 (1 / 2)

- 業務内容に対しては、**業務の具体的な内容への意見・確認**、提出内容や審査結果の共有、提出期限等の**要望**、および事業者の理解を深める主旨の**質問**等をいただいた。
- システム開発に対しては、**審査結果・各種金額の算定通知**やメール通知、データ登録負荷の軽減、電子契約書の導入等の**要望**をいただいた。

項目	No	ご意見内容
リクワイアメント・アセスメント	①	・ 流通設備の停止等により変動電源の出力抑制が必要となる場合、2年前に実施する容量停止計画の調整と同様に、変動電源の出力抑制を回避するように流通設備の停止等を計画するべきではないか。【容量停止計画】
	②	・ 市場応札量はJEPXのシステムから自動登録などで、事業者の業務効率化が図れないか。【市場応札】
	③	・ オフライン電源に対する一斉指令について、容量提供事業者側のシステム改修も含めて、具体的な指令内容や指令方法等について教えて欲しい。【一般送配電事業者からの供給指示】
	④	・ 発電実績のアセスメント結果の不一致連絡において、不一致となった供給地点特定番号等や広域機関における算定結果を通知して欲しい。【発電指令への対応】
	⑤	・ アセスメントに必要なデータの提出期日は、事業者がデータの取得・加工に時間を要することに留意して設定して欲しい。 ・ アセスメントに必要なデータの提出期限や広域でのアセスメント結果が出るまでのスケジュール感を示して欲しい。【リクワイアメント・アセスメント全般】

4. 実需給期間に向けたシステム開発に係る、業務概要に関する意見募集の状況 10

(3) 具体的なご意見 (2 / 2)

項目	No	ご意見内容
契約と電源等の変更に係る業務	⑥	・ 発動指令電源の電源等リストの変更に伴う審査結果（不合格）においては、理由を明確にして通知して欲しい。
	⑦	・ アグリゲートリソースの変更が可能な時期・期間と広域機関での変更申込受領から審査結果の通知までに要する期間をマニュアル等に記載して欲しい。
	⑧	・ アグリゲートリソースの登録や変更において、入力が容易なExcelでの受付や、複数ファイルをまとめた受付を可能として、可能な限り、広域機関と事業者の業務負荷が軽減されるようにして欲しい。
	⑨	・ 電源等差替の契約について、書類不備による関係者間の手戻り修正を回避するため、形式化して欲しい。
	⑩	・ 契約書を押印なしの電子契約書（もしくは電子押印/承認）にして欲しい。
	⑪	・ 約定処理において調整機能の有無は考慮されないため、調整機能有りから無しへの差し替えも認めらるべきではないか。
容量拠出金対応	⑫	・ 容量拠出金に関する通知（仮請求額、請求額、請求書、支払通知書）には算定根拠を添付して欲しい。
ペナルティ	⑬	・ ペナルティの算定結果通知書には算定根拠を添付して欲しい。
メール通知	⑭	・ 「メール」の記載がない箇所でも、システムから容量提供事業者及び作業員へメールを送信して欲しい。

4. 実需給期間に向けたシステム開発に係る、業務概要に関する意見募集の状況 11

(4) ご意見を踏まえた対応

- 業務内容へ取り込む内容は、**募集要綱や業務マニュアルへ反映**を行う。
- システム開発へ取り込む内容は、実需給期間の業務における**システム開発の入札公告に反映**を行う。
- 引き続き検討が必要なご意見もいただいております、いただいた内容を参考としながら、事業者向けに開催を予定している**説明会やQAにおいても説明**を行っていくこととする。

ご意見内容	No	対応方針
業務の具体的な内容への意見・確認	①⑨ ⑪	<ul style="list-style-type: none"> • 個々の内容については別途公表する回答を参照ください。 • 検討中の項目へのご意見については、検討の参考にさせていただきます。
提出内容や審査内容の明確化・裕度を持った提出期限の設定の要望	③⑤ ⑦	<ul style="list-style-type: none"> • 事業者からの提出内容や提出期限、広域機関での審査内容等については、業務マニュアル等で公表します。
審査結果・各種金額の算定根拠の明示	④⑥ ⑫⑬	<ul style="list-style-type: none"> • 審査での算定根拠や不合格理由については、事業者がシステム画面上などで確認できるように検討します。 • 各種金額の算定根拠については、他社の情報は開示できないなどの制約が伴う可能性があります。
メール通知の追加	⑭	<ul style="list-style-type: none"> • 登録完了や次のプロセスの実施を促す部分では、メール通知を追加します。
データ登録の負荷軽減	②⑧	<ul style="list-style-type: none"> • アグリゲートリソースについては、ファイルでの登録・変更による業務負荷の軽減を考慮して検討します。 • 他のシステムとの自動連携については、データの連携頻度や情報の取り扱い等を考慮して検討します。
電子契約書の導入	⑩	<ul style="list-style-type: none"> • 全事業者での採用可否や費用対効果等を考慮して検討します。